

仕様書

1 委託業務名

令和8年度和歌山県陸上養殖適地等調査業務（以下、「本業務」という。）

2 目的

本業務は、県内における陸上養殖事業者の新規参入を促進するため、陸上養殖に適した立地条件を整理し、候補地の選定に必要な基礎情報を収集するとともに、地下水等の水質把握、適した養殖対象水産生物種や養殖方法の選定、養殖規模の想定等の整理を行い、新たに陸上養殖に取り組もうとする事業者の参入可能性の検討及び県の施策立案に資する基礎資料を作成することを目的とする。

3 業務委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

4 業務委託内容

委託業務の内容は以下のとおりとし、関係法令の遵守に努め、効率的な業務遂行を図るものとする。また、委託業務を実施する上で確認を要する事項が生じた場合においては、発注者である和歌山県（以下、「発注者」という。）と協議・調整を行い、その指示に従うものとする。

（1）陸上養殖の適地整理

- ① 県内における陸上養殖の実施可能性を検討するため、和歌山県内全域の地質及び地下水・河川水・沿岸海水の状況（水温、塩分、pH、DO、その他水質等）を既存資料に基づいて整理すること。
- ② 和歌山県及び県内市町村に聞き取り調査を行い、当該団体が所有又は管理し陸上養殖への活用を希望する土地（以下、「活用希望地」という。）について整理すること。
- ③ 活用希望地を対象に、地形、地質、周辺の地下水の状況、用地条件、取水・排水条件、電力・道路等のインフラ条件、周辺環境その他必要な要素を整理し、各候補地の特徴を明らかにすること。

（2）ボーリング調査による水質検査等

- ① 土地を所有又は管理する団体がボーリング調査を希望する活用希望地の中から、（1）の地質・地下水等調査により陸上養殖に使用可能な地下水の湧出が期待される土地を選定し、ボーリング（事業終了時の適切な埋め戻しを含む）、地質、水質及び水量調査を行うこと。
- ② ボーリング実施時期*、個所数、深度、地質・水質検査の方法（項目含む）及びその他必要な調査内容については、本事業公募時に提案すること。

※時期については早い方が水質等の経時変化を把握できるため望ましいが、（1）の調査の進捗を考慮して、実現可能なスケジュールとすること。なお、（1）の調査完了前に開始することについては差し支えない。

③ 本調査については、内陸部よりも沿海部を優先し、実施箇所については、県と協議の上で決定すること。

(3) 陸上養殖に適した水産生物種及び規模の整理

上記(1)及び(2)の結果を踏まえ、候補地ごとに想定される飼育環境、導入可能性、事業性等を整理し、陸上養殖に適した水産生物種や養殖方法の選定、想定規模等について検討・整理すること。

(4) 報告書の作成

上記(1)及び(2)の業務の実施結果を踏まえ、報告書を作成するものとする。なお、報告書の作成にあたって、図・表は本県において今後作成を予定している陸上養殖事業者の新規参入促進に資するパンフレットへの転用を想定して作成するものとし、必要に応じて発注者へ確認をとるものとする。

5 成果品

本業務の成果品は、以下の通りとする。

- (1) 報告書 1部
- (2) 業務資料(収集資料、作成資料等) 1部
- (3) 上記(1)及び(2)に係る電子データ 1式

*図・表については抜粋、修正可能な電子データでも提出

6 再委託

本業務の実施に当たり、業務の一部について再委託が必要となる場合は、事前に県の承認を得ること。

7 秘密の厳守

受託者は、本業務で使用する各種資料・データ等に含まれる行政秘密や個人情報の紛失、漏洩がないように、各種資料及びデータのセキュリティ対策を講じるものとする。また、受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務を終了した後も同様とする。

8 その他

- (1) 受託者は、業務の内容及び範囲について発注者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (2) 業務実施に係る打合せ及び協議は原則として和歌山県庁内で行う(必要に応じてオンライン形式での打合せ及び協議を可とする)。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、発注者へ提出すること。
- (4) 受託者は、本業務の進捗に関し、随時報告を行うこと。
- (5) 本業務の報告書の公開の有無及び公開内容については受託者と発注者が協議の上決定する。
- (6) 本事業による成果品に関わる著作権は発注者に帰属する。
- (7) 本業務の実施に要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- (8) その他、本仕様書に記載のない事項については、受託者と発注者が協議の上決定する。